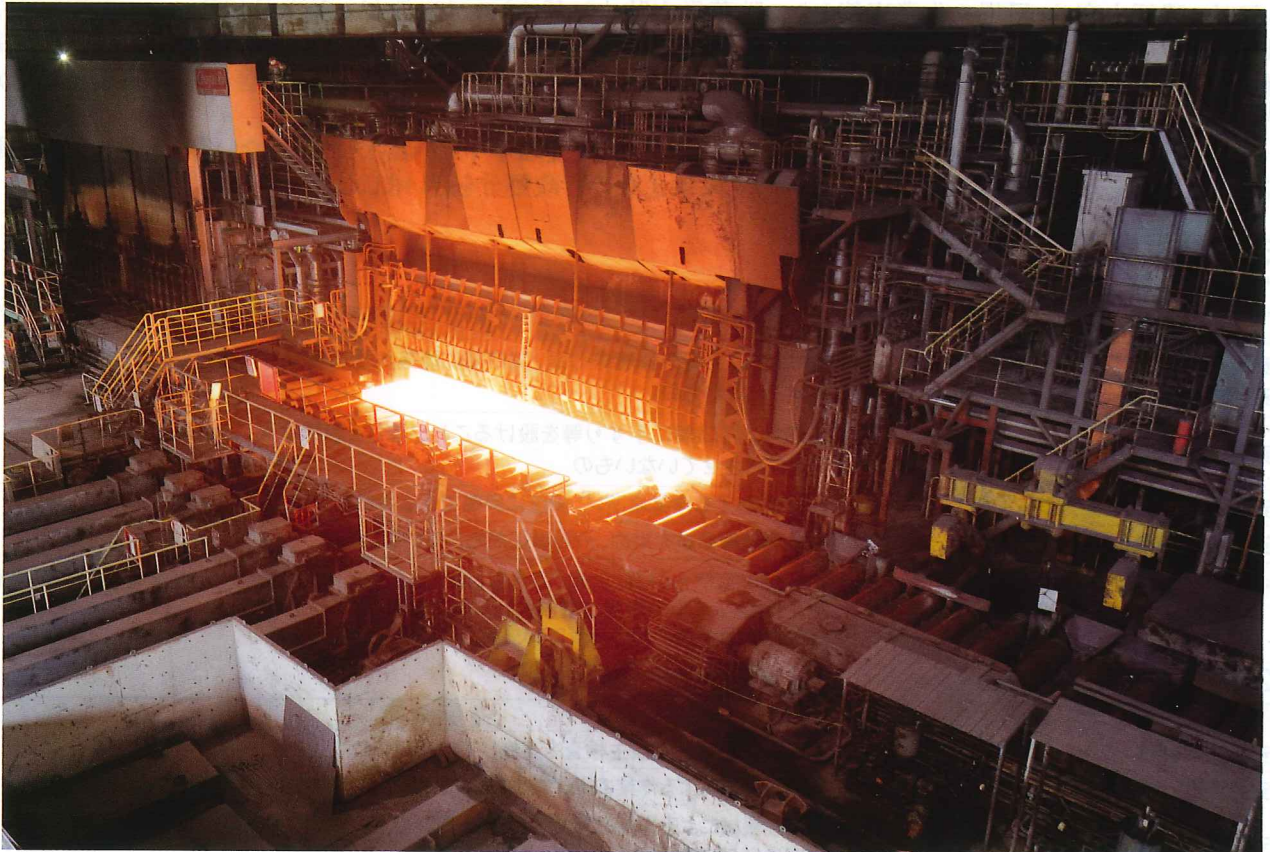


いばらき労働基準

発行所 一般社団法人 茨城労働基準協会連合会
 水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館内
 ☎ 029-225-8881
<http://www.roukiren-ibaraki.or.jp>
 発行人 橋本篤弘
 制作 茨城弘報(株)
 定価 一部 120円
 (会員の購読料は会費の中に含む)

FEBRUARY 2019
 VOL.607

2



熱延工場(スラブ取出し)
 撮影協力：新日鐵住金(株)鹿島製鐵所

写真提供者：水戸市 水谷 啓一 氏

●2019 2月号 CONTENTS●

年末一斉 建設工事現場の監督指導結果……………2	4月から技能講習修了証が1枚のカードに統合……………12
労働保険料の納付は、口座振替が便利です……………3	化学物質管理者養成研修会のご案内……………13
改正労働基準法による年次有給休暇の時季指定義務について…4	廃棄物焼却施設業務特別教育のご案内……………13
労働局の4つの「認定制度」があなたの会社を応援します…6	平成30年における県内の死亡災害発生状況(速報)……………14
パートタイム労働法に沿った雇用管理はできていますか?…8	平成30年死亡災害発生状況……………15
有期契約労働者の無期転換Q&A……………9	県内の労働災害発生状況速報……………15
平成30年「高齢者の雇用状況」集計結果の概要……………10	2月は労働保険料滞納整理強化月間です……………15
茨城産業保健総合支援センターからのお知らせ……………11	講習会のご案内……………16

建設工事現場155箇所のうち64箇所で違反

— 年末一斉 建設工事現場の監督指導結果 —

茨城労働局では、建設工事における年末年始の労働災害を防止するため、平成30年12月3日(月)から12月14日(金)までの期間、全労働基準監督署が県下一斉に建設工事の監督指導を実施しました。

〔県内の監督指導実施結果〕

監督指導を実施した155箇所の建設工事現場(土木工事49、建築工事104、その他の工事2)のうち、何らかの労働安全衛生法違反が認められた現場は64箇所(現場違反率41.3%)でした。

元請事業者、下請事業者を合計し150事業者で違反が認められ、延べ187件の違反について文書で是正を勧告しました。違反内容は、足場や作業床等からの墜落災害防止に係るものが64件(34.2%)、ドラグショベルなどの建設機械災害の防止に係るものが24件(12.8%)、クレーン災害の防止に係るものが6件(3.2%)、作業主任者選任と職務履行確保に係るものが5件(2.7%)、感電災害防止に係るものが5件(2.7%)などで、墜落災害防止に係る法違反が依然として多い結果となりました。

また、7箇所の建設現場(全建設現場の4.5%)に対しては、安全な手すりが設けられていない等、墜落による労働災害発生のおそれが高い足場や作業床等への立入禁止等の行政処分を行いました。

〔主な違反事項〕

(1) 墜落災害の防止

法条文	違反内容
安衛法第21条(安衛則第519条第1項) 安衛法第20条(安衛則第563条)	高さ2m以上の足場や作業床の端、開口部に墜落防止の有効な手すり(※1)や覆い、囲い等を設けていないもの
安衛法第21条(安衛則第519条第2項)	作業床の端、開口部に手すり等を設けることが著しく困難な高さ2m以上の高所作業で、安全帯を使用させていないもの
安衛法第21条(安衛則第526条)	高さ1.5mを超える作業場所に、安全に昇降できる設備を設けていないもの
安衛法第20条(安衛則第562条)	足場の最大積載荷重を定め、労働者に周知していないもの

※1 足元からの墜落を防止するため、わく組足場では「交さ筋かい」に加え「下さん」或いは「幅木」等の設置、わく組足場以外の足場や架設通路では「高さ85cm以上の手すり」に加え「中さん」等の設置が義務付けられています。

また、物の落下防止としてメッシュシートや幅木の設置が義務付けられています。

(2) 建設機械災害の防止

法条文	違反内容
安衛法第45条(安衛則第169条の2)	車両系建設機械の特定自主検査を実施していないもの
安衛法第20条(安衛則第155条)	車両系建設機械による作業の際、作業計画を定め、当該計画により作業を行わせていないもの
安衛法第20条(安衛則第158条)	車両系建設機械による作業の際、誘導者の配置なく、接触により危害のおそれのあるバケット等可動範囲に労働者を立ち入らせているもの
安衛法第20条(安衛則第160条)	車両系建設機械の運転者が運転位置から離れるとき、バケット等の作業装置を地上におろしていないもの、原動機を止め、走行ブレーキをかけていないもの

(3) その他

法条文	違反内容
安衛法第14条(安衛則第18条)	作業主任者の氏名及び行わせる事項を関係労働者に周知していないもの
安衛法第20条(安衛則第28条)	丸のご盤の歯のカバー等の安全装置を有効に保持していないもの
安衛法第20条(安衛則第336条)	配線の絶縁被覆が損傷、老化しているもの
安衛法第20条(クレーン則第74条)	移動式クレーンによる作業の際、接触により危害のおそれのある上部旋回体の可動範囲に労働者を立ち入らせているもの

〔県内の建設業における死亡災害発生状況〕

平成30年の建設業での労働災害による死亡者数は10人と一昨年と比べ2人増加し、全業種の死亡者数(21人)の47.6%を占めています。そのうち、墜落災害で3人が亡くなっています。墜落した場所は、はしご、天井クレーン走行部の踊場、コンクリート柱上からでした。

建設業における重篤災害を防止するためには、墜落防止措置の徹底や建設機械等に係る災害防止措置の徹底が重要です。労働基準監督署では引き続き監督指導等を実施していきますが、建設業の皆様におかれましては、これら監督指導結果等を踏まえ、自主的パトロール、現場責任者の不安全作業や場所の確認による災害発生の未然防止活動により、労働災害の防止に万全を期していただくようお願いいたします。

労働保険料の納付は、口座振替が便利です。

★一度登録すれば次の納期以降も自動継続されます。この機会に申し込みをお勧めします。★

1. 口座振替納付の特長

◆金融機関窓口に出向かずに納付ができます

忙しくて銀行に行く時間がない! 窓口で待たされる! そんなあなたに…

◆納付“忘れ”や“遅れ”の心配がありません

あっ! うっかり納付期限が過ぎていた! そんな心配もいりません。

◆手数料はかかりません

◆ゆとりある納付期日で安心

口座振替を利用しない場合に比べて第1期分納付期日が約2か月延長されます。

口座振替納付日

納期	全期・第1期	第2期	第3期
口座振替による納付日	9月6日	11月14日	2月14日
通常の納期限	7月10日	10月31日	1月31日
金融機関への申込締切日	2月25日	8月14日	10月11日

※当該日が、土曜日、日曜日及び祝日に当たるときは、その翌日が期日となります。

※申込締切日を過ぎて提出された場合は、次の期からの振り替えとなります。

2. 口座振替の申込手続

..... お申し込みまでの流れ

申込用紙の入手

※申込用紙を、厚生労働省ホームページからダウンロードしてください。

※申込用紙を、茨城労働局、各労働基準監督署の窓口でお受け取りください。

**口座を開設している
金融機関に提出**

※登録手続きが完了した方に、初回引き落としの約2か月前に登録情報の確認通知をお送りします。

※一部の金融機関では、口座振替の取り扱いがありません。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。


通知

➡ 口座振替日の約3週間前に振替納付額等をお知らせします。

➡ 引き落とし後も、約3週間で振替結果通知をお送りします。

詳細はこちら <http://www.mhlw.go.jp/buna/roudoukijun/hokenryou/>

厚生労働省 労働保険 口座振替

検索 

茨城労働局総務部
労働保険徴収室
TEL 029-224-6213

改正労働基準法による 年次有給休暇の時季指定義務について

- 労働基準法では、労働者の心身のリフレッシュを図ることを目的として、一定の要件を満たす労働者に対し、毎年一定日数の年次有給休暇を与えることを規定しています。(※)

(※)年次有給休暇(労働基準法第39条)

雇入れの日から起算して6か月継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者(管理監督者を含む)には、年10日の有給休暇が付与されます。

- 継続勤務6年6か月で年20日が限度となります。
- パートタイム労働者など所定労働日数が少ない労働者については、所定労働日数に応じた日数の有給休暇が比例付与されます。

- 年次有給休暇は、原則として、労働者が請求する時季に与えることとされていますが、職場への配慮やためらい等の理由から取得率が低調な現状にあり、年次有給休暇の取得促進が課題となっています。
- このため、今般、労働基準法が改正され、**2019(平成31)年4月から、全ての企業において、年10日以上**年次有給休暇が付与される労働者に対して、**年次有給休暇の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが必要**となりました。

時季指定義務のポイント

労働者の申出による取得(原則)



使用者の時季指定による取得(新設)



〔(例)4/1入社の場合〕



- ◆対象者は、年次有給休暇が10日以上付与される労働者(管理監督者を含む)に限ります。
- ◆労働者ごとに、年次有給休暇を付与した日(基準日)から1年以内に5日について、使用者が取得時季を指定して与える必要があります。
- ◆年次有給休暇を5日以上取得済みの労働者に対しては、使用者による時季指定は不要です。

(※)労働者が自ら申し出て取得した日数や、労使協定で取得時季を定めて与えた日数(計画的付与)については、5日から控除することができます。

- | | |
|------------------------|---------------|
| (例) ●労働者が自ら5日取得した場合 | ⇒ 使用者の時季指定は不要 |
| ●労働者が自ら3日取得+計画的付与2日の場合 | ⇒ ” |
| ●労働者が自ら3日取得した場合 | ⇒ 使用者は2日を時季指定 |
| ●計画的付与で2日取得した場合 | ⇒ ” 3日 ” |



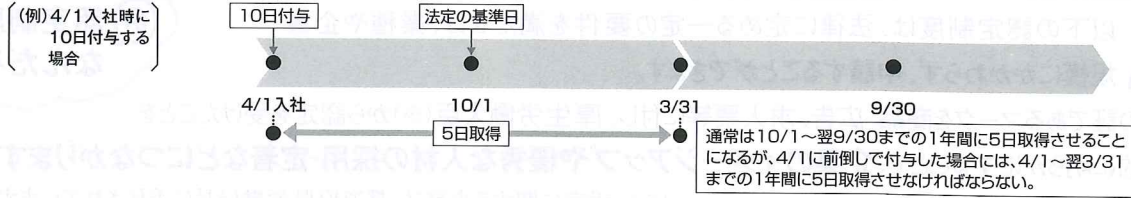
- 使用者は、時季指定に当たっては、労働者の意見を聴取し、その意見を尊重するよう努めなければなりません。
- 使用者は、労働者ごとに年次有給休暇管理簿を作成し、3年間保存しなければなりません。

※法定の基準日と異なり、

- 入社日から年次有給休暇を付与する場合や、
- 全社的に年次有給休暇の起算日を合わせるために2年目以降に付与日を変える場合などについては、以下のような取扱いとなります。

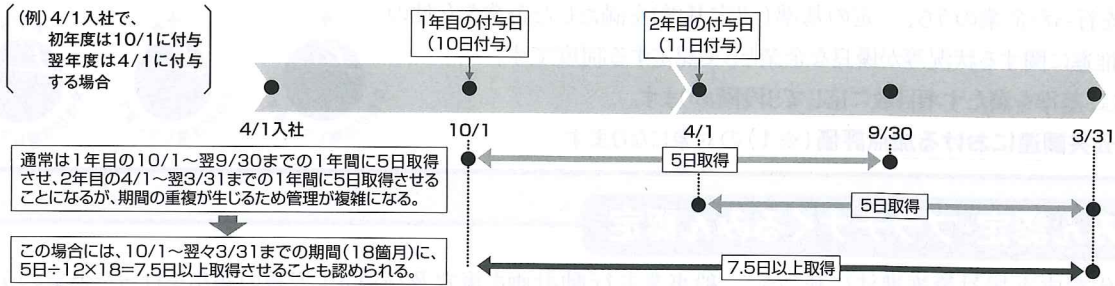
①法定の基準日(雇入れの日から半年後)より前に10日以上有給休暇を付与する場合

⇒使用者は付与した日から1年以内に5日指定して取得させなければなりません。

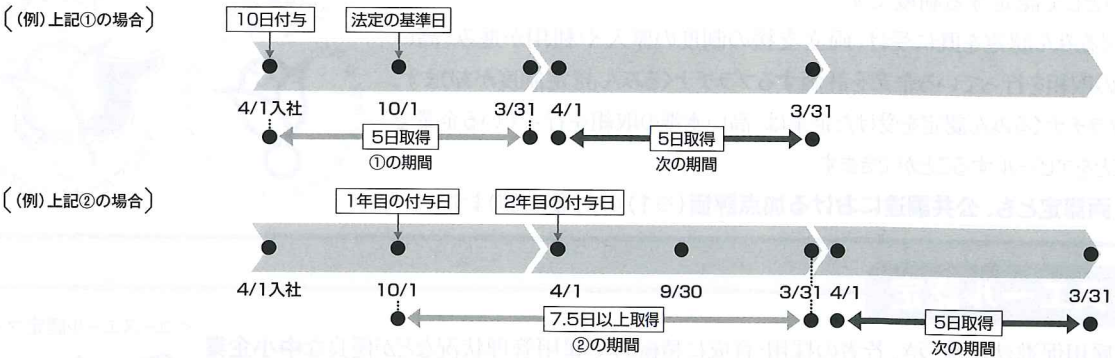


②入社した年と翌年で年次有給休暇の付与日が異なるため、5日の指定義務がかかる1年間の期間に重複が生じる場合(全社的に起算日を合わせるために入社2年目以降の社員への付与日を統一する場合など)

⇒重複が生じるそれぞれの期間を通じた期間(前の期間の始期から後の期間の終期までの期間)の長さに応じた日数(比例按分した日数)を、当該期間に取得させることも認められます。

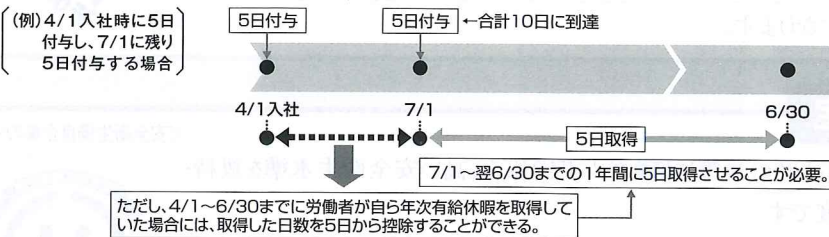


③上記①・②の期間経過後は当該期間の最終日の翌日からの1年間に5日の指定義務がかかります。



④10日のうち一部を法定の基準日より前倒しで付与し、労働者が自ら年次有給休暇を取得した場合

⇒分割して前倒しで付与した場合には、付与日数の合計が10日に達した日からの1年間に5日の指定義務がかかります。当該日以前に、分割して前倒しで付与した年次有給休暇について労働者が自ら取得していた場合には、取得した日数を5日の指定義務から控除することができます。



ご不明な点やご質問がございましたら、茨城労働局監督課、最寄りの労働基準監督署におたずねください。

認定制度を活用して、会社の魅力度アップを目指しませんか？ 労働局の4つの「認定制度」が あなたの会社を応援します

A 以下の認定制度は、法律に定める一定の要件を満たせば、業種や企業規模にかかわらず、申請することができます。

認定の証であるマークを商品、広告、求人票等に付し、厚生労働大臣(※)から認定を受けたことを対外的に明らかにすることで、**企業のイメージアップや優秀な人材の採用・定着などにつながります。**

(※) 認定に関する事務は、都道府県労働局長に委任されています。

Q 認定制度ってなんだろう？

えるぼし認定

女性活躍推進法に基づき、一般事業主行動計画の策定及び策定した旨の届出を行った企業のうち、一定の基準(認定基準)を満たした企業を女性の活躍推進に関する状況等が優良な企業として認定する制度です。

認定は、基準を満たす項目数に応じて3段階あります。

また、**公共調達における加点評価(※1)**の対象になります。

<えるぼし認定マーク>



くるみん認定・プラチナくるみん認定

次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定及び策定した旨の届出を行った企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業を「子育てサポート企業」として認定する制度です。

また、くるみん認定を既に受け、両立支援の制度の導入や利用が進み、高い水準の取組を行っている企業を評価するプラチナくるみん認定制度があります。このプラチナくるみん認定を受けた企業は、高い水準の取組を行っている企業であることをアピールすることができます。

なお、**両認定とも、公共調達における加点評価(※1)**の対象になります。

<くるみんマーク、プラチナくるみんマーク>



ユースエール認定

若者雇用促進法に基づき、若者の採用・育成に積極的で雇用管理状況などが優良な**中小企業**を認定する制度です。認定を受けることにより、若者雇用促進法に基づく認定を受けた優良企業であるということを対外的にアピールすることができます。

また、都道府県労働局やハローワークによる**重点的なマッチング支援(※2)**、**助成金の優遇措置(※3)**を受けられるほか、**公共調達における加点評価(※1)**と**日本政策金融公庫による低利融資(※4)**の対象になります。

<ユースエール認定マーク>



安全衛生優良企業認定

労働者の安全や健康を確保するための対策に積極的に取り組み、高い安全衛生水準を維持・改善している企業を認定する制度です。

認定を受けることにより、健康・安全・働きやすい優良企業であることをアピールすることができます。基準を満たした企業は**3年間の認定**を受けることができます。

<安全衛生優良企業のマーク>



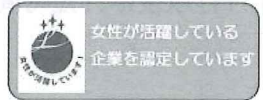
認定を受けるためには

それぞれの認定制度は、個別の法律に基づき、認定基準が設けられています。
そのため、**認定制度ごとに、認定申請に必要な書類や申請時期が異なりますので、**
詳細は**以下の担当窓口**まで、お気軽にご相談ください。

えるぼし認定

【認定要件】
厚生労働省HP→女性活躍推進法特集ページ→「優良企業の認定について」をご確認ください。

【県内の認定企業】
茨城労働局HP(ホームページ)トップページ下の「その他関連情報」から「労働局の認定制度※1」をクリックの上、リンク先で以下のバナー(↓)をクリック

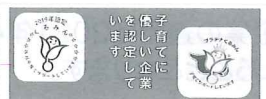


茨城労働局雇用環境・均等室(TEL 029-277-8295)までご相談ください。

くるみん認定 プラチナくるみん認定

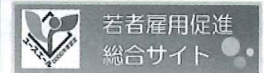
【認定要件】
及び

【県内の認定企業】
茨城労働局HP(ホームページ)トップページ下の「その他関連情報」から「労働局の認定制度※1」をクリックの上、リンク先で以下のバナー(↓)をクリック



ユースエール認定

【認定要件】
茨城労働局HP(ホームページ)トップページ下の「その他関連情報」から「労働局の認定制度※1」をクリックの上、リンク先で以下のバナー(↓)をクリック

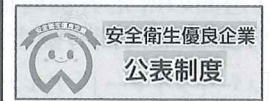


【県内の認定企業】
茨城労働局HP(ホームページ)トップページ→労働局について→業務内容→職業安定部→職業安定部の情報→ユースエール認定制度のご案内

茨城労働局職業安定部職業安定課(TEL 029-224-6218)までご相談ください。

安全衛生優良認定

【認定要件】
茨城労働局HP(ホームページ)トップページ下の「その他関連情報」から「労働局の認定制度※1」をクリックの上、リンク先で以下のバナー(↓)をクリック



茨城労働局労働基準部健康安全課(TEL 029-224-6215)までご相談ください。

※1: 労働局の認定制度バナー(↓)



【解説】

(※1) 公共調達における加点評価

各府省等が総合評価落札方式又は企画競争による調達によって公共調達を実施する場合は、認定企業(えるぼし認定企業、くるみん(プラチナくるみん)認定企業、ユースエール認定企業)などを加点評価するよう、国の指針において定められました。加点評価の詳細は、公共調達を行う行政機関によって定められておりますので、当該行政機関あてご確認ください。

(※2) 都道府県労働局やハローワークによる重点的なマッチング支援

「わかものハローワーク」や「新卒応援ハローワーク」などの支援拠点で認定企業を積極的にPRします。また、労働局・ハローワークが開催する就職面接会などについて積極的にご案内します。

(※3) 助成金の優遇措置

若者の採用・育成を支援するため、認定企業が次の各種助成金を活用する際、一定額が加算されます。

- ① キャリアアップ助成金
- ② 人材開発支援助成金
- ③ トライアル雇用助成金
- ④ 特定求職者雇用開発助成金(三年以内既卒者等採用定着コース)

(※4) 日本政策金融公庫による低利融資

株式会社日本政策金融公庫において実施している「地域活性化・雇用促進資金」を利用する際、基準利率よりも低い金利で融資を受けることができます。詳細は、日本政策金融公庫HP

(https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/17_tiikikigyouno_m_t.html)を御確認ください。

平成30年度茨城労働局管内認定企業一覧(敬称略)

■ プラチナくるみん認定

- ・株式会社カスミ(平成30年8月1日)
- ・株式会社常陽銀行(平成30年8月1日)

■ くるみん認定

- ・いばらきコープ生活協同組合(平成30年8月1日)
- ・生活協同組合パルシステム茨城 栃木(平成30年10月15日)

■ ユースエール認定

- ・ペンギンシステム株式会社(平成30年12月5日)

※平成29年度までの認定企業については、茨城労働局のHPより上述の手順でそれぞれご確認ください。

～短時間労働者を雇用する事業主の方へ～ パートタイム労働法に沿った 雇用管理はできていますか？

短時間労働者を雇い入れた際(採用時及び労働契約更新時)には、パートタイム労働法に基づき、次のⅡの措置を講ずる必要があります。自社の各措置の実施状況をぜひご確認ください。

I. パートタイム労働法の対象となる労働者とは・・・？

- 1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される正社員の1週間の所定労働時間に比べて短い労働者(短時間労働者)です。
- 「パートタイマー」「アルバイト」「嘱託」「準社員」など、呼び方は異なっても、この条件に当てはまる労働者であれば、パートタイム労働法の対象となります。

○また、改正法が施行される2020年4月1日(中小企業の適用は2021年4月1日)以後は、「短時間労働者」に加え、「有期雇用労働者」も法の対象に含まれることとなります。

Ⅱ. パートタイム労働者の雇入れ時に必要な措置

1. 労働条件に関する文書の交付等(パートタイム労働法第6条第1項)

事業主は、パートタイム労働者を雇い入れたときは、速やかに①昇給の有無、②退職手当の有無、③賞与の有無、④相談窓口を文書の交付などにより明示しなければなりません。

- 「昇給」とは、一つの契約期間の中での賃金の増額をいいます。そのため、契約更新時に時給をアップするような場合には、「昇給なし」と明示することになりますが、契約更新時に時給がアップする可能性があることについて説明を加えておくことは望ましいものです。
- 「相談窓口」とは、パートタイム労働法第16条により、「パートタイム労働者の雇用管理の改善等に関する事項に関し、雇用するパートタイム労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制」として、事業主に整備が義務付けられているものです。

2. 雇入れ時の説明義務(パートタイム労働法第14条第1項)

事業主は、パートタイム労働者を雇い入れたときは、速やかに、実施する雇用管理の改善措置の内容を説明しなければなりません。

【説明内容の例】

- 賃金制度はどうなっているか
- どのような教育訓練があるか
- どの福利厚生施設が利用できるか
- どのような正社員転換推進措置があるか など

- 説明の方法としては、パートタイム労働者を雇い入れたときに、個々の労働者ごとに説明を行うほか、雇入れ時の説明会等に、複数のパートタイム労働者に同時に説明を行うことも差し支えありません。
- 説明は、口頭により行うことが原則ですが、説明すべき事項がもれなく記載され、容易に理解できる内容の文書を交付すること等によることも可能です。

☆パートタイム労働法には、その他にも様々な規定があります。

詳しくは「パート労働ポータルサイト」
<https://part-tanjikan.mhlw.go.jp> でご確認ください。

パート労働ポータルサイト

検索

<問い合わせ先>

茨城労働局雇用環境・均等室(相談・指導部門) TEL 029-277-8295 まで

有期契約労働者の無期転換Q&A

～「無期転換ルール」について、よくあるご質問にお答えします。～

Q1. 無期転換は書面で申し込む必要がありますか。

無期転換申込権の発生後、会社に対して無期転換の申込みをした場合、無期労働契約が成立します(会社は断ることができません)。この申込みは口頭でも法律上は有効ですが、後々のトラブルを防ぐため、書面で行うことをお勧めします。(参考様式 <http://muki.mhlw.go.jp/overview/application.pdf>)

Q2. すでに5年を超えて勤めていますが、いつでも無期転換申込権を行使することはできますか。

平成25(2013)年4月1日以降に開始した有期労働契約の通算契約期間が5年を超える場合、その契約期間の初日から末日までの間、いつでも無期転換の申込みをすることができます。

また、無期転換の申込みをせずに有期労働契約を更新した場合、新たな有期労働契約の初日から末日までの間、いつでも無期転換の申込みをすることができます。

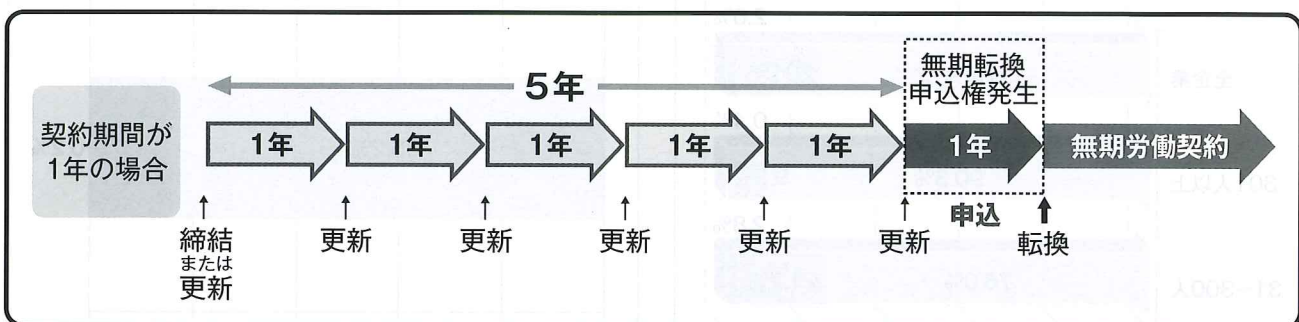
なお、通算契約期間は、平成25(2013)年4月1日以降に開始した有期労働契約から通算するため、5年を通算する起点にご注意ください。

Q3. 無期転換の申込みを行った場合、正社員になるのでしょうか。また、給与や待遇等の労働条件は変わりますか。

無期転換ルールは契約期間を有期から無期に転換するルールですが、無期転換後の雇用区分については会社によって制度が異なるため、一概には申し上げられません。給与や待遇等の労働条件については、労働協約や就業規則、個々の労働契約で別段の定めがある場合を除き、直前の有期労働契約と同一の労働条件になります。

無期転換ルールとは？

- 有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えた場合に、労働者の申込みにより期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換できるルールです。
通算5年のカウントは平成25年4月1日以降に締結した有期労働契約から開始します。
- 対象となる労働者は、原則として契約期間の定めがある有期労働契約が通算5年を超える全ての方です。「契約社員」「パート」「アルバイト」などの名称は問いません。



<問い合わせ先>

茨城労働局雇用環境・均等室(相談・指導部門) TEL 029-277-8295 まで

平成30年「高年齢者の雇用状況」集計結果の概要

～ 70歳以上まで働ける企業は25.2% ～

茨城労働局職業対策課

1 高年齢者雇用確保措置の実施状況

(1) 65歳までの高年齢者雇用確保措置(以下「雇用確保措置」という。)を実施済み企業※1の割合※2は99.9%(変動なし)となった。(図1参照)

※1 集計対象: 茨城県に本社を置く、常時雇用する労働者が31人以上の企業2,783社。

※2 平成25年4月に制度改正(継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止)があったため、平成24年と平成25年の数値は単純比較できない。

(2) 雇用確保措置の内訳は、定年制の廃止が2.6%(変動なし)、定年の引上げが20.2%(1.4ポイント増加)、継続雇用制度の導入が77.2%(1.4ポイント減少)となった。(図2参照)

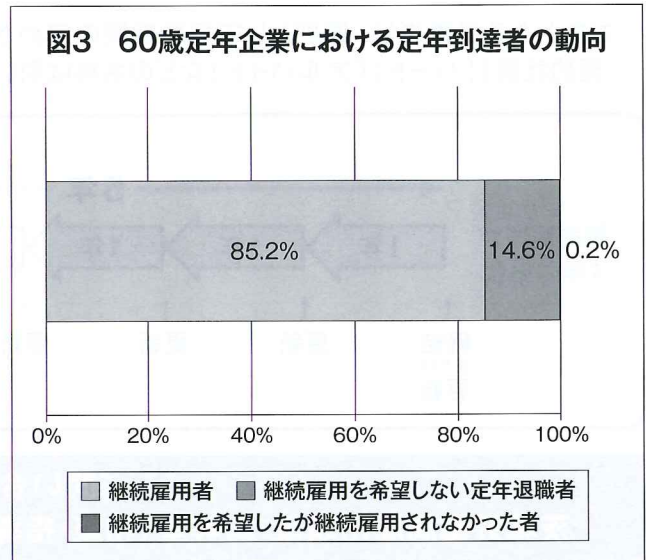
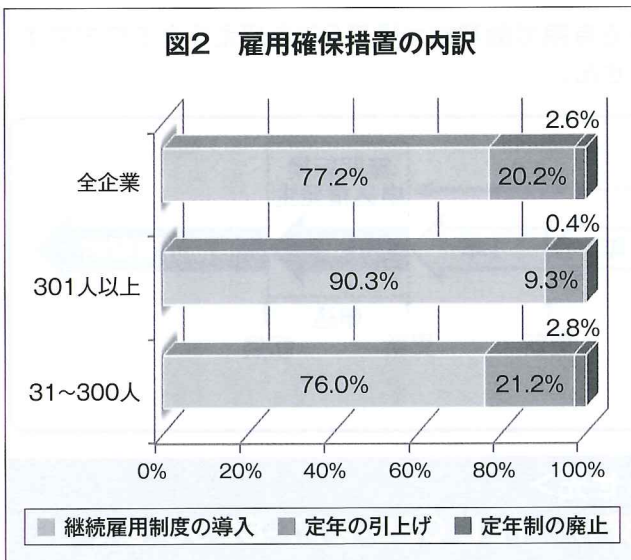
2 60歳定年到達者の動向(図3参照)

過去1年間の60歳定年企業における定年到達者5,533人のうち定年後に継続雇用された者の割合は85.2%、継続雇用を希望しなかった者の割合は14.6%、継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者の割合は0.2%となった。

3 66歳以上働ける制度のある企業の状況

(1) 66歳以上働ける制度のある企業は747社、割合は26.8%となった。

(2) 70歳以上働ける制度のある企業は、702社(76社増加)、割合は25.2%(2.0ポイント増加)となった。



茨城産業保健総合支援センターからのお知らせ

治療と仕事の両立に関するアンケートを取りまとめました（平成30年11月実施）

茨城労働局及び茨城産業保健総合支援センターは県内で100名以上の労働者を使用する事業場を対象に治療と仕事の両立に関するアンケートを実施しました。（1248事業場対象、回答524事業場、回収率42.0%）

◎アンケート調査結果の概要

- ①がん等の慢性疾患を治療中の労働者が在籍している事業場の割合は67.7%
- ②①の病名は糖尿病70.7%、がん58.9%、心疾患32.7%、難病20.8%、脳卒中17.5%、肝炎9.9%、その他19.2%
- ③①のうち治療中と知りつつ採用した人の割合は10.7%
- ④③の病名は糖尿病52.6%、がん21.1%、心疾患21.1%、脳卒中2.6%、肝炎2.6%、その他18.4%
- ④治療と仕事の取り組みをしているかとの問いに「いる」と答えた事業場の割合は62.0%
- ⑤「事業場における治療と職業生活の両立支援のガイドライン」に基づいた両立支援に取り組んでいる事業場の割合は13.2%、内容を知っているのは25.0%、内容は知らないがあることは知っているのが34.9%、知らないのが26.9%
- ⑥勤務制度・休暇制度が導入されている事業所の割合は、病気休暇制度71.4%、短時間勤務制度57.4%、時間単位年休29.6%、フレックスタイム制度29.4%、在宅勤務制度10.9%（複数回答可）
- ⑦両立支援の実施にあたって必要と考えている事項の割合は、支援対象者への対応方法の明確化53.4%、基本方針等の表明と労働者への周知49.8%、管理者への意識啓発48.5%、相談窓口の明確化47.7%、休暇休業制度の整備46.4%（複数回答可）
- ⑧両立支援において知りたいことは、なし61.1%、他社の取り組み事例24.2%、労働者への配慮方法6.3%、主治医との連携3.8%、労働時間や休暇制度2.9%（複数回答可）
- ⑨両立支援の課題は、なし58.0%、従業員が休んだ期間11.5%、復帰の可否が難しい9.2%、取り組み方法がわからない5.7%、主治医からの必要な情報の収集4.2%（複数回答可）

<産業保健セミナーの予定（2月、3月開催分）>

当センターでは、産業保健に関係する全ての方を対象に、専門的かつ実践的能力の向上を目的として、産業保健セミナーを開催しています。受講料は無料です。セミナーの概要等詳細についてはホームページをご覧ください。

日程	セミナーテーマ	講師	開催場所	対象
2月18日(月) 13:30-15:30	女性の職場における健康管理～妊娠・子育てをのりきるために～【日医認定申請中】	片倉薫先生 (労働衛生コンサルタント、薬剤師、元製薬会社勤務、衛生管理者)	水戸FF センタービル 11階会議室	産業医、産業看護職、 人事労務担当者、衛生 管理者、事業主等
2月20日(水) 18:30-20:30	セクハラ・パワハラ・マタハラの現状と対応 【日医認定申請中】	漆川雄一郎先生 (法テラス牛久 弁護士)	県西生涯 学習センター 中研修室	産業医、産業看護職、 人事労務担当者、衛生 管理者、事業主等
2月22日(金) 18:00-20:00	平成30年4月より一部改正された定期健康診断の留意すべき事項と健康管理のための対応【日医認定申請中】	大場義幸先生 (日立メディカルセンター相談役兼健診担当医師、労働衛生コンサルタント)	水戸FF センタービル 11階会議室	産業医、産業看護職、 衛生管理者、人事労務 担当者、事業主等
2月26日(火) 18:30-20:30	改正労働安全衛生法と産業医の係り方 【日医認定申請中】	中谷敦先生 (産業保健相談員、(株)日立製作所水戸健康管理センタ長)	ワークヒル 土浦会議室	産業医、産業看護職、 人事労務担当者、衛生 管理者、事業主等
2月27日(水) 14:40-16:00	メンタルヘルス・ケースカンファレンス	山村邦男先生 (産業保健相談員、山村医院院長)	水戸FF センタービル 11階会議室	産業看護職、衛生管理 者、人事労務担当者等
3月6日(水) 14:00-16:00	産業保健の場で肝機能障害をどう取り扱うか【日医認定】	池上正先生 (産業保健相談員、東京医科大学茨城医療センター 消化器内科 教授)	水戸FF センタービル 11階会議室	産業医、産業看護職、 衛生管理者、人事労務 担当者、事業主等
3月13日(水) 13:30-15:30	これからはじめる職場環境改善～活動をスムーズにスタートさせるために～ 【日医認定申請中】	田村清俊先生、齊藤治男先生 (メンタルヘルス対策促進員、産業カウンセラー、社会保険労務士)	ワークヒル 土浦研修室2	人事労務担当者、衛生 管理者、事業主等
3月14日(木) 18:00-20:00	改正労働安全衛生法と産業医の係り方 【日医認定申請中】	中谷敦先生 (産業保健相談員、(株)日立製作所水戸健康管理センタ長)	日立シビック センター 501会議室	産業医、産業看護職、 人事労務担当者、衛生 管理者、事業主等

(一社) 茨城労働基準協会連合会からのお知らせ

技能講習を受講される皆様へ “4月から技能講習修了証が1枚のカードに統合”

平成31年4月から茨城労働基準協会連合会(以下 茨基連という)発行の技能講習修了証が、1枚のカードに統合できるようになります。

4月以降、技能講習を受講される方でこれまでの修了証を新しい修了証と統合を希望する方は、技能講習の初日に、所有している技能講習修了証(茨基連発行の技能講習修了証に限る)及び技能講習修了証預り書(当連合会ホームページからダウンロード)を提出して下さい。

なお、講習初日に旧修了証を提出されなかった方、旧修了証を紛失された方は統合できませんので、これまでの修了証の統合を希望される方は、後日、再申込みの手続き(有料2,100円、ホームページから再交付申込書をダウンロード)をお願いします。

注) 統合できるのは、茨城労働基準協会連合会発行の技能講習修了証のみです。



オモテ面



ウラ面

Q & A

Q1 茨基連発行の修了証を複数持っています。修了証を統合化してもらいたいのですがどうすればよいですか？

A 上記の新様式以外の修了証(旧修了証)をお持ちの方で、平成31年4月以降に茨基連で新たな技能講習を受講される場合には、修了証交付時に統合化することができます。この場合、受講日初日までにお持ちの修了証と技能講習修了証預り書を提出していただきます。(統合化費用は必要ありません)

新たな講習受講のない方で統合化をご希望される場合は、再交付申請(有料)により統合化することができます。

上記新様式の修了証をお持ちの場合は、新たな修了証交付時に自動的に統合化されます。

いずれの場合も、発行済みの修了証は回収させていただきます。

Q2 技能講習修了証をなぜ提出しなければならないのですか？

A 平成8年2月7日付け基発第53号「技能講習修了証の統合の取扱いについて」により、「追加した統合修了証を交付するときには、既交付の修了証を回収すること」と定められており、前に交付した修了証は統合するとき回収をしなければなりませんので、既交付の修了証の提出をお願いします。

Q3 技能講習修了証預り書とは何ですか？

A 旧修了証を回収する際のトラブルを防止するために、受講者は「技能講習修了証預り書」に受講番号・氏名を記入して、併せて該当する修了証名に○印を付けて、講習初日、旧修了証と一緒に預り書を提出して下さい。

提出時に受付済印を押して預り書をお返しします。

なお、旧修了証については、新修了証との統合を希望しない方は、旧修了証の提出は不要です。

ライン課長・主任・職長のための化学物質管理・リスクアセスメント実務講習 化学物質管理者養成研修会のご案内

1. 講習日時：平成31年2月25日(月) 8:50～16:15
2. 講習会場：(一社)茨城労働基準協会連合会 中央安全衛生教育センター
水戸市渋井町堺橋263の1 駐車場有り
3. 定員：50名(先着順にて受付、定員に達し次第締め切りといたします。)
4. 受講料等：1名につき 9,960円 【受講料7,800円(税込)、テキスト代2,160円(税込)】
5. 研修内容：①化学物質管理の基礎知識(化学物質の法規制・GHS、ラベル、SDS等)
②具体的な化学物質管理の基礎知識Ⅰ(化学物質の危険性、安全管理等)
③具体的な化学物質管理の基礎知識Ⅱ(健康障害、作業環境測定、作業環境改善、保護具等)
④化学物質のリスクアセスメントの概要、指針の概要等
⑤化学物質のリスクアセスメント演習
6. 申込方法：申込書に必要事項を記入の上、茨城労働基準協会連合会宛にFaxで申込み下さい。
振込先：「常陽銀行本店営業部 普通預金 No870031 名義 (一社)茨城労働基準協会連合会」
※申込期限後に申込を取り消されても受講料はお返しできません。
※申込書は(一社)茨城労働基準協会連合会のホームページからダウンロードできます。
◇テキスト送付希望の方は、送料は「着払い」となります。

廃棄物焼却施設業務特別教育のご案内

1. 講習日時：平成31年2月28日(木) 13:00～17:05
2. 講習会場：(一社)茨城労働基準協会連合会 中央安全衛生教育センター
水戸市渋井町堺橋263の1 駐車場有り
3. 定員：50名(先着順にて受付、定員に達し次第締め切りといたします。)
4. 受講料等：1名につき 6,700円 【受講料 5,728円(税込)、テキスト代 972円(税込)】
5. 研修内容：①ダイオキシン類の有害性
②作業の方法及び事故の場合の措置
③作業開始時の設備の点検
④保護具の使用法
⑤その他ダイオキシン類のばく露の防止に関し必要な事項
6. 申込方法：申込書に必要事項を記入の上、茨城労働基準協会連合会宛にFaxで申込み下さい。
振込先：「常陽銀行本店営業部 普通預金 No870031 名義 (一社)茨城労働基準協会連合会」
※申込期限後に申込を取り消されても受講料はお返しできません。
※申込書は(一社)茨城労働基準協会連合会のホームページからダウンロードできます。
◇テキスト送付希望の方は、送料は「着払い」となります。

平成30年における 県内の死亡災害発生状況(速報)

茨城労働局健康安全課

茨城労働局は、平成30年の労働災害による死亡災害発生状況(速報)を取りまとめました。

平成29年の死亡者数は統計を取り始めて以来、過去最少の19人でしたが、平成30年は2人増の21人(速報値)となっています。

業種別でみると、製造業で2人(全体の9.5%)、建設業で10人(同47.6%)、運輸・貨物業で4人(同19.0%)、その他の業種で5人(同23.8%)となっています。

事故の型別でみると、「墜落・転落」が4人(全体の19.0%)、次いで「激突され」、「交通事故」がそれぞれ3人(同14.3%)の順となっています。

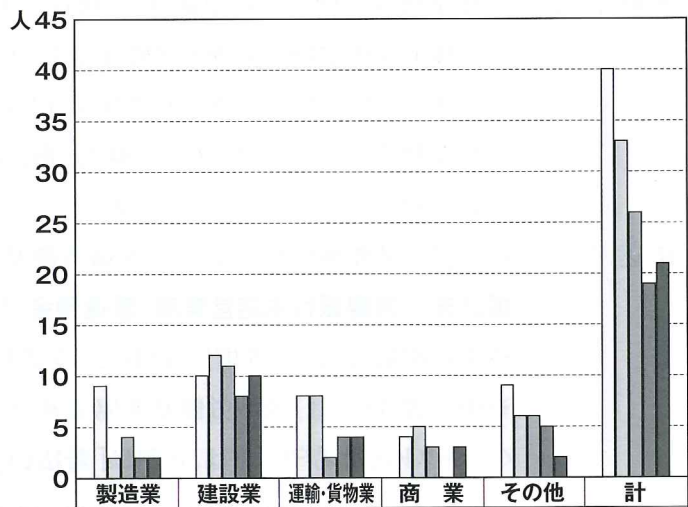
茨城労働局では、死亡災害の大幅な減少を最優先の行政課題として取り組んでいるところです。特に、年末・年始は、死亡災害等重篤な災害が多発する期間であることから、昨年12月1日から本年1月31日までを「労働災害防止強化運動期間」と位置づけ、パトロール等の強化を行ってきました。

特に、死亡災害等重篤な災害に結びつく、建設業での「墜落・転落災害」「重機による災害」、製造業での「はさまれ・巻き込まれ災害」、陸上貨物運送業での「荷役作業中の災害」「交通労働災害」等の災害防止を呼びかけています。

各事業場においては、労働安全衛生法令の遵守はもとより、リスクアセスメントの導入等により、職場の危険性や有害性を洗い出し、事前に労働災害防止を講じる等の安全管理を強化していただくようお願いいたします。

業種別死亡災害発生件数の推移

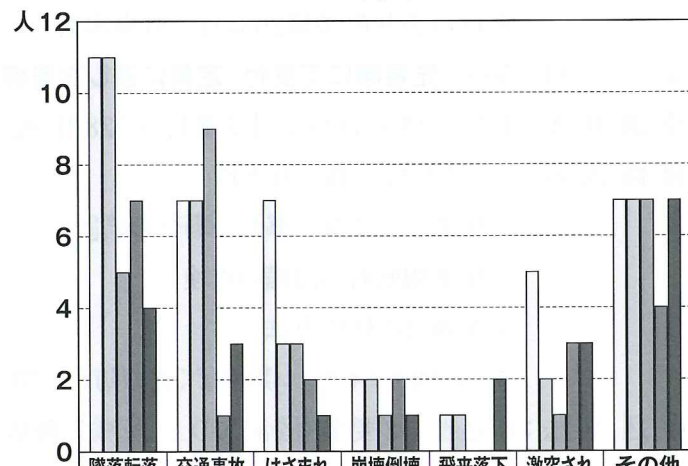
(平成30年は速報値である)



平成26年	9	10	8	4	9	40
平成27年	2	12	8	5	6	33
平成28年	4	11	2	3	6	26
平成29年	2	8	4	0	5	19
平成30年	2	10	4	3	2	21

事故の型別死亡災害の推移

(平成30年は速報値である)



平成26年	11	7	7	2	1	5	7
平成27年	11	7	3	2	1	2	7
平成28年	5	9	3	1	0	1	7
平成29年	7	1	2	2	0	3	4
平成30年	4	3	1	1	2	3	7

平成30年死亡災害発生状況 追加分

発生月 時間帯	職 種 年 齢 経 験 年 数	事業の種類	事故の型	災 害 の 概 要
			起 因 物	
8月 8～9時	作業 者 30歳代 14年	採石業	爆発	碎石場で、発破を準備中、火薬庫内に保管されていた爆薬が爆発した。なお、被災者は行方不明であったが、認定死亡とされた。
			爆発性の物等	
4月 1～2時	配送員 50歳代 5年	その他の 食料品製造業	その他	自宅で倒れているのを家族が発見し、病院に搬送後、心筋梗塞により死亡した。なお、被災者は、長時間労働により死亡したと認定された。
			起因物なし	

平成30年死亡災害発生状況 12月発生分

発生月 時間帯	職 種 年 齢 経 験 年 数	事業の種類	事故の型	災 害 の 概 要
			起 因 物	
12月 15～16時	電工 40歳代 24年	その他の建設業 —その他	感電	被災者は、特別高圧の避雷器の抵抗を測定中、通電状態であったため、接地線に触れたところ、その誘導電流により感電し死亡した。
			送配電等	

県内の労働災害発生状況速報 (平成30年12月末現在)

業 種 別		平成30年		前年同期	
計		(21)	2,808	(19)	2,655
製 造 業		(2)	810	(2)	766
鋳 造 業		(1)	6	(1)	6
建 設 業		(10)	296	(8)	359
内 訳	土 木	(5)	70	(4)	94
	建 築	(2)	138	(3)	167
	そ の 他	(3)	88	(1)	98
運 輸 交 通 業		(3)	356	(3)	369
貨 物 取 扱 業		(1)	34	(1)	32
農 林 業		(0)	45	(1)	40
畜 産 水 産 業		(0)	118	(2)	111
商 業		(3)	375	(0)	333
そ の 他		(1)	768	(1)	639

(注) ()内は、死亡者で内数

◎ 労働保険料の納付について ◎

「2月は労働保険料滞納整理強化月間です」

労働保険とは労災保険と雇用保険との総称です。農林水産業の一部を除き、労働者(パート、アルバイト含む)を一人でも雇用していれば、業種、規模の如何を問わず労働保険の適用事業となります。

労働保険料は、労働者の業務上又は通勤上の負傷等に対する給付や、失業した労働者に対する失業給付の他、労働者の福祉の増進を図る事業の財源となっており、事業主は納付期限までに保険料を納付しなければなりません。

茨城労働局及び県内の労働基準監督署では、2月を「労働保険料滞納整理強化月間」として徴収職員による実地納付督促を集中的に行います。納付期限までに納付がお済みでない場合は、至急金融機関等にて納付してください。

なお、保険料の納付等にかかるお問合せは茨城労働局労働保険徴収室029(224)6213又は最寄りの労働基準監督署までお願いします。

講習会のご案内 (31年2月中旬~3月)

講習の種類		
開催日	開催場所	申込先
技能講習		
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者		
2/19~20・21・22	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
3/5~6・7・8	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
3/13~14・15	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
有機溶剤作業主任者		
2/21~22	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
2/27~28	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
3/5~6	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
乾燥設備作業主任者		
2/18~20	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
玉掛け		
2/22~23・24	平成館 (古河市)	古河協会
3/7~8・10	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
3/18~19・20	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
フォークリフト運転(学科)		
2/16	NC東日本コンクリート工業(株) (筑西市)	筑西協会
2/23	平成館 (古河市)	古河協会
2/26	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
3/1	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会・水戸協会
3/1	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
3/5	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
3/7	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会
3/8	ポリテクセンター茨城 (常総市)	常総協会
3/10	平成館 (古河市)	古河協会
床上操作式クレーン運転		
3/7~8・9	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
小型移動式クレーン運転		
2/21~22・23	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者		
2/21~22	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
3/7~8	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
特別教育・その他の講習		
研削と石の取替え等の業務(機械研削)		
3/8~9	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
アーク溶接等の業務		
3/15~16	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
電気取扱業務(低圧)		
3/1~2	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会

電気取扱業務(高圧)		
3/11~12	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
廃棄物焼却施設業務		
2/28	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
安全管理者能力向上教育		
2/28	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎・土浦・常総協会
衛生管理者能力向上教育		
2/26~27	ポリテクセンター茨城 (常総市)	常総・土浦・龍ヶ崎協会
職長教育		
2/21~22	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
2/27~28	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
3/5~6	茨城県トラック協会県西部地区研修会館 (筑西市)	筑西協会
3/7~8	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
3/13~14	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
3/19~20	ポリテクセンター茨城 (常総市)	常総協会
職長・安全衛生責任者教育		
2/16~17	平成館 (古河市)	古河協会
3/13~14	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
安全管理者選任時研修		
2/19~20	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
2/26~27	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
局所排気装置等の定期自主検査者講習		
3/18~20	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
保護具着用管理者研修		
3/4	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
化学物質管理者養成研修		
2/25	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
フルハーネス型墜落制止用器具特別教育		
2/20	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会
3/3	平成館 (古河市)	古河協会
3/17	平成館 (古河市)	古河協会
免許試験受験準備講習会(第一種衛生管理者)		
2/28~3/1	平成館 (古河市)	古河協会

◎詳細については、申込先の協会にお問い合わせ下さい。

連合会	☎ 029-225-8881	FAX.029-227-4507
水戸	☎ 029-233-6622	FAX.029-233-6626
日立	☎ 0294-23-3431	FAX.0294-23-3461
土浦	☎ 029-824-0324	FAX.029-824-0325
筑西	☎ 0296-24-2796	FAX.0296-24-9303
古河	☎ 0280-31-4176	FAX.0280-32-6116
太田	☎ 0294-72-3489	FAX.0294-73-2716
常総	☎ 0297-22-0949	FAX.0297-22-3537
龍ヶ崎	☎ 0297-62-7923	FAX.0297-64-1498
鹿島	☎ 0299-83-8440	FAX.0299-83-8478